

平成18年度第1回鎌ヶ谷市環境審議会 会議録

1 日時 平成19年2月28日(水) 午後2時から午後3時

2 場所 総合福祉保健センター 4階 会議室

3 出席者

(1) 委員

川上智且委員、篠崎史範委員、小泉巖委員、下谷ちまき委員、
下田祥裕委員、谷口隆子委員

(2) 事務局

飯塚市民部長、松原環境課長、稲生クリーン推進課長
戸井田環境課長補佐、乗田主事補

4 会議

(1) 会長の選出について

仮議長(市民部長) 議題1の会長の選出について、自薦あるいは、どなたか適任と思われる方のご推薦はございませんでしょうか。

無いようでございますので、事務局の案はございませんでしょうか。

事務局 従前から会長については、市議会議員から選出しているようなので、川上委員に会長をお願いできればと考えております。

仮議長 事務局より会長として、川上委員を推挙したいとの提案がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

仮議長 鎌ヶ谷市環境審議会の会長は、川上委員に決定いたしました。

(2) 副会長の選出について

議長(川上会長) 議題2副会長の選出を行います。自選あるいは、どなたか適任と思われる方のご推薦はございませんでしょうか。

無いようでございますので、事務局の案はございませんか。

事務局 副会長については、従前より市議会議員以外の委員から選出しております。そこで、日頃から、NPO関係等の活動をしております、下田委員をお願いしたいと考えております。

議長 副会長として、下田委員を推挙したいとの提案がございましたが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 環境審議会の副会長は、下田委員に決定いたしました。

次の議題に入る前に、本日の会議録署名人を選出したいと思います。慣例により名簿順で行っておりますので、小泉委員をお願いいたします。

(3) 鎌ヶ谷市環境基本条例について

事務局より資料「環境基本条例制定の趣旨」「環境基本条例の制定方針について」「環境基本条例関係新旧対照表」に沿って説明。

議長 それでは、これより審議を進めてまいりたいと思います。

篠崎委員 「制定方針について」の、制定までの流れで、今日の会議は、一番初めの段階という位置づけでよろしいでしょうか。

事務局 今回の審議会では、こういった方向で進めたいということで、ご意見を頂き、そこでの意見を基に、パブリックコメントという風に考えております。

下田委員 条例の中の言葉のことなのですが、目的の中の第1条、この条例は、環境の保全、再生及び創造、以下「環境の保全」という表現になっているが、中身を見ていくと、本当の言葉の意味での環境の保全、ここで言う括弧で表現している環境の保全というのは、環境の保全、再生及び創造を含めた上での意味合いで捉えていいんだろうと思っているのですが、その言葉の中で、どうも再生及び創造という部分が見えにくくなっているように思われるので。これからは、環境の保全というのは、負荷を減らしていくだけではなく、それを補うための、植林であるとか、それをどう保全していくのか、さらに増やしていくのということが、再生及び創造だと思っているんですが、ちょっと読み取れない印象がしました。

次に、条文中に責務という言葉が出てくるわけですが、例えば、環境基本条例新旧対照表の旧のほうでは市民の責務として、協力する責務を有すると表現されていますが、新の方では、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする、と、やわらかい表現になっていますね。そうすると、全体的に責務と謳っているところと、やわらかく言っているところ、これの使い分けの意味合いが読みきれなかったのですが、何か考えがあれば、ご説明いただきたい。

事務局 環境の保全につきまして、従来は、環境に対する規制ということでいろいろ施策が進められてまいりました。例えば、排気ガスの NO_x の濃度を何 ppm 以下にしなければならないとか。今後は、下田委員が言われたように、そういうことだけではなく、植林をするだとか、市民の方が出来るというものをこれから創造していかなければならないということですので、新しい基本条例、この基本というものは、環境行政に対するバイブルのような形ということを考えておりますので、その辺を含ませていただいて、先程定義させていただいたところでございます。しかし、文面として弱い、そのへんの従来の規制ということしか読み取れない部分につきましては、もう一度こちらの方といたしましても研究いたしまして、新しい創造、再生のところを市民の方にわかりやすいような表現に変えていきたいと考えております。

それから、2点目でございます「責務」という言葉。従来は「責務

を有する」ということで、今申したとおりどうしても、規制型ということがございましたので、なんとなく、こうだというふうになっていたわけですが、やはりもっと市民の方に自発的に「じゃあ、こうしていこう」「川をきれいにするにはどうしたらいいか」「大気をきれいにするにはどうしたらいいか」というようなことを、「もうちょっと自発的に考えていこうよ」と。やはり自分たちで考えると言うことは一生懸命やるものでございます。そのへんも考えまして、こちらの方では、あえて、責務でこうする、責任を持ってやるというわけではなく、みんなで協働してやっていきましょう、市も市民も事業者の皆様もみんな協働して、いかにこれからの地球環境ということで大きな目でとらえて、みんなでやっていくということなので、やわらかい表現にさせていただいたと言うことでございます。

下田委員　そうすると逆に、1つ手前の市の責務というところで、例えばでございしますが、最後に「及び実施する責務を有する」という硬い言葉になっておりますが、例えばこれを「実施しなければならない」とか、市民に対してはやわらかく、行政に厳しく、それがいいのかどうかですけれども、その責務の表現をどっちかに統一、わかりやすい言葉、みんなが良く使う言葉に置き換えられるのであれば統一していったらよろしいのかなという気がいたします。

下谷委員　私もこれを読んで、すごく難しく分かりにくくなってしまったような気がしているんですね。これはいったい誰が読むんだろう、私にはちょっと頭に入ってこない。前の基本条例のほうが、ハートが感じられるような内容に感じたんですけど。これはいったい誰が読むのか、もう少し優しい言葉に直せるところは直して、これは法律家が読むのかなというふうに感じたもので、もう少し分かりいいような表現にしてもらいたいと思います。

事務局　確かに、下田委員ご指摘のとおり、市の責務のときは、「市は責任を有する」とどうしても自分のところを厳しく言うとおかないと、と言う気持ちがあると思うんですが、やはりそのへんは、市民も事業者の皆様も同じ土俵の上でということでもありますので、そのへんは統一的なやわらかい言葉なら言葉ということで、考えてみたいと思います。

それから、下谷委員が言われたように確かに一般市民の方が見たときに、硬い言葉では、なんか自分が日常生活をしているところから、かけ離れたところの話かなという感じも捉えるかもしれませんので、もうちょっとわかりやすい言葉、そのへんは充分検討させていただいて、これからパブリックコメントに出していくわけでもありますけれども、その前に行政内部でもう一度考えさせていただきたいと思います。

下田委員　最初の前文のところ、「私たちは、健康で文化的な暮らしを営むために良好な環境を享受する権利を有する」まずここで一つですね。「責務を有する」とこのへんもなんかうまい表現がないかなというの

が私の素直な気持ちです。前文の中での言葉遣い、言いたいことは良く分かるし理解も出来るんですけども、どうせ作り直すならば、そういう表現の仕方もあるのかなと感じたところでもあります。こういうのを読むと最初の「文化的な権利があるんだ」豪語されると、権利、権利と、もう一歩手前の心の問題がないとこういった問題が解決できないのかな、なんか表現が変われたらいいなと言うように思います。

議長 ただいまの委員からの意見につきましては、本条例に反映させていただけるよう、お願いを申し上げまして次の意見に参りたいと思います。

篠崎委員 あくまでも基本条例なので、理念的な部分、そういう大まかな部分で終わっていると思うんですけど、今度これを具体的に担保していくことが、これは環境の問題としてはいつもそうなんですけど、それなりの目標の数値を出したりとか、例えば事業者の部分でも、環境負荷の少ない製品を使えというようなことが書いてあるわけですけど、実際には、文書にはなっても、なかなか迫られないのが現状ですから、その中でどうするかと言うのが問題だと思いますが、そのへんは、例えば基本条例の下に条例が4つの具体的な条例があって、さらに環境基本計画を作ったりするわけですが、どのへんでそういう担保と言うものを今後取っていくのか、そのあたりをちょっとお伺いしたい。

事務局 実は、2月15日に「かまがや環境市民会議」というのを開催させていただきまして、その中でもいろんなご意見をいただいているところでもあります。特に現在注目されておりますのが、地球温暖化対策、CO2の対策、それが注目されていると言うことで、環境市民会議でも19年度は特にそのへんからやってみましょう、という話が決定しております。先程、篠崎委員から言われたように、今度これをさらに下ろして行って、具体的なところ、CO2削減の話につきましては、鎌ヶ谷市が今、実行計画を進めておりまして、それを今度、市内の事業所や各家庭の環境家計簿だとか、具体的な施策のほうに、下ろしていくということが必要となってくると思います。今回出しているのは、確かに理念ということなので、鎌ヶ谷の環境に対する基本的な考えをここで出していき、環境関連条例と、このほかに計画をいくつか出てくるわけございまして、市の計画も出し、そういうノウハウを基に、市内の事業者へお願いしていき、またフィードバックをしてというような形で、今後そういうこともどんどん作っていくための、基本となるようなものが今回お願いしたい、環境基本条例ということでございます。このタイムスケジュールでいけば19年の9月に上程するというようなことございまして、それに追っかけて具体的な施策を展開していくというふうに考えております。

篠崎委員 いわゆる廃棄物の部分は、鎌ヶ谷市から組合の方に離れてますよね、現実的には。そのあたり、組合ないしは柏市なんかとの調整みたいな

のが当然今後入ってくる中で、そういう施策を展開するという風に考えざるを得ないということですのでよろしいですかね。

事務局

廃棄物の焼却と言うことでは、実際に各市から出てくるゴミが減っちゃえば必然的に減ってくるものでございますので、鎌ヶ谷市としては、ごみ減量の施策の部分をこちらのほうで積極的に市民の方をお願いし、今後のゴミ対策、例えば、買い物袋を持っていかせるとか、具体的なところは、それぞれの市が、市民の方をお願いする、それがこちらの責務になりますので、その辺の出来ることを充分調整して、温暖化対策に対して協力できればということを考えて行ければということでもあります。

議長

ただいま委員各位により、頂戴いたしました意見などをもとにして、事務局として再度、調整、検討を加えたうえ、先程事務局が説明した日程で条例制定のための諸手続きを進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(報告1) かまがや環境市民会議について
資料に沿って事務局より説明

(報告2) 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画について
資料に沿って事務局より説明

下田委員

この実行計画はあくまで市の施策ということで対象範囲は、行政の範囲内ということですのでよろしいですか。また、市民向け、市全体に対して考えているのでしょうか。

事務局

地球温暖化防止に対する法律の中で、条文が2つございまして、鎌ヶ谷市が1つの事業所として、もう1つの条文の方は、鎌ヶ谷市、市域としてそれを削減するように努めなければいけない、という条文がございます。どうして市役所内部からはじめたのかと言いますと、こういうことをやれば実際に減るだとか、こういったことが非常に効果があるとか、やはり鎌ヶ谷市自体が排出して、他人に削減しろと言っても、なかなか説得力もございませんので、自分のところをどうやったら減るのかというところのノウハウの蓄積と考え方を充分こちらで理解して、市民の皆さんとか、事業所の皆さんに対して、こちらから提言していくと言う風にして考えているわけで、その辺の計画をこれから作るんですが、その中で、教育委員会のほうでは、生徒達に環境の基本的な考え方を習得させるということで「KIDS ISO」というものがございます。今、小学校ではそれを実施していますが、小学校ばかりではなくて、一般の家庭や事業所に対しては、鎌ヶ谷市の方からそういう計画の策定だとか、お願いをしていきたいと思っておりますけど、まずは自分の事業所の分だけとりあえず作ったということがございます。

下田委員　この先のステップに向かうにあたっては、全体を考えるときには、緑というのは、避けて通れないファクターだと思うんですね。当然、いろいろ鎌ヶ谷市も開発が進んで緑が切られてる、そういう現実もある。先程私が申し上げたとおり、再生とか創造という部分を合わせて考えて、緑の CO2 削減じゃなくて、吸収効果も押さえられていると思うんですね。鎌ヶ谷市の緑の目指すべき量的なもの、例えば 30 年先 50 年先をどのくらいを目標にするかというものを、こういう環境問題で考えていかなければいけないと思っております。それに対して、当然開発は進むであろう、それを補うために、植林をどうするとか、あるいは緑の場をどうするのか、そういうトータルのものに進んでいくということを願っておりますので、そんなもの続くような次の施策と一緒に考えていければなあと思っております。

下谷委員　推進のための施策というところの、環境教育及び環境学習の推進という風にありますけども、これを重点と言いますか、やはり、知って勉強してもらえば、実施することもできる、知らなかったために全然協力できないということもありますし、子供さんのことも出てますし、環境の学習や具体的な活動、そういうのをいっぱいやって広めていただきたいと思えます。

議長　大人ってなかなか切り替えるのが難しく、子供からそういうのをやってほしいというのを私も願います。

(その他)

議長　1 人でも多くの委員が出席していただけるようお願いいたします。

事務局　次回は、6 月ごろにお集まりいただくようになると思いますが、事前に日程等をお伺いするようにいたしますので、よろしく願いいたします。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成 19 年 3 月 22 日

氏名 小泉 巖
